

相談支援体制の再編について

障がいのある方への相談支援体制構築事業【拡充】

1 新潟市の状況 人口 804,581 人[H25.3 月末]

人口比:身体 29,731 人(3.67%) 知的 4,567 人(0.57%) 精神 3,983 人(0.5%) [H24.3 末]

相談実績:3,186 実人(延 23,890 件) 身体(23.5%) 知(27.9) 精(33.2%) 他(15.4%)

2 相談支援事業所の推移 (委託事業所)

H13	H17	H19	H21	H22	H23	H24	H25
3	4	6	9	10	10(4)	10(4)	10(4)

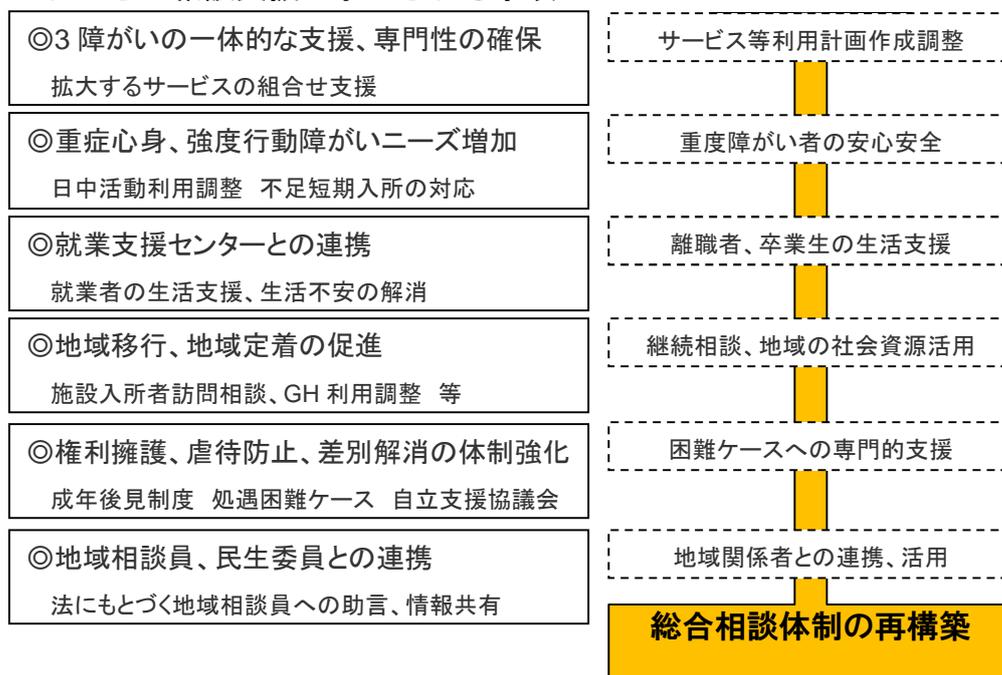
H23.10 障がい児支援コーディネーター配置(4か所)

H24.10 障がい者地域自立支援協議会(運営事務局会議)議論開始

H25. 3 上記全体会において再編の必要性を確認

H25. 8 指定特定相談支援事業所(18事業所 41名)うち委託以外 8事業所 12名)

3 これからの相談支援に求められる事項



4 再編概要：基幹型相談支援センター事業

- ワンストップ総合相談窓口を設置
- 地域の相談支援専門員を統合し複数の専門員を配置した質の高いサービス提供
- 行政との連携を強化した、計画相談の実施拡大、地域移行の促進

5 事業内容

(1) 事業開始 平成 26 年度内から（平成 26 年度当初は法人協議）

(2) 事業項目

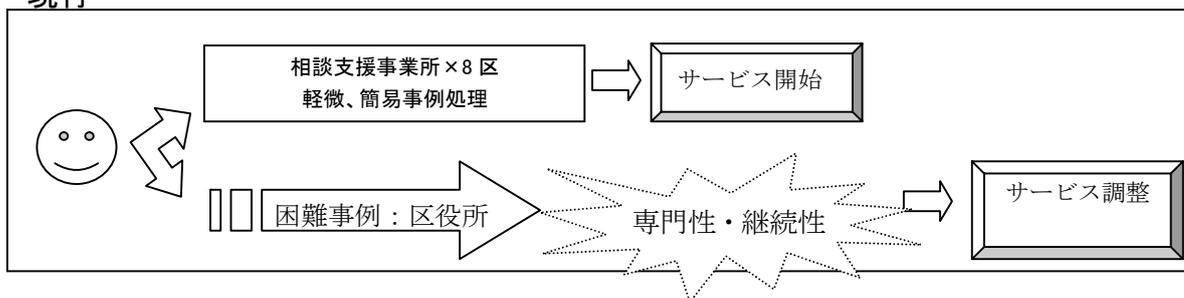
- ①障がい者児総合相談窓口
- ②計画相談支援の振り分け、促進
- ③地域移行に向けた入所者相談、GH 等地域資源の利用調整
- ④就業支援センターとの連携
- ⑤成年後見制度支援事業の相談、手続き支援
- ⑥地域相談支援事業所への専門的指導、助言、人材育成
- ⑦虐待及び基本条例策定後の対応、相談窓口
- ⑧障がい者地域自立支援協議会の運営

6 効果

《メリット》

- ◎総合的な対応による解決の加速
 - ◎相談の拠点化を図り、障がい福祉の相談機能として周知
 - ◎相談先の流れを区役所から相談センターへ移行させ専門的相談を早期に開始できる
 - ◎地域の個別に行われている体制を残し、処遇困難な事例などは基幹型が支援する
- ★中核的役割＝解決を加速させるスーパーバイズ

現行



再編

